



平成 20 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ソ キ ア ・ ト プ コ ン
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 伊 藤 仁 (コード番号 7720 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 本 社 機 能 担 当 小 林 育 夫 (TEL 046-248-0068)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議  
及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の確定に関するお知らせ

当社は、平成20年3月13日付「当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」並びに平成20年5月16日付「全部取得条項付普通株式発行のための定款一部変更及びその取得に関するお知らせ」(以下、「平成20年5月16日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、本日開催の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式につき、本日開催の取締役会において、平成 20 年 7 月 31 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された株主をもって、平成 20 年 8 月 1 日を取得日としてその保有する全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を当社が取得し、これと引換えに、当社定款第 6 条の 3 の定めに従い、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000000492 株の割合で当社が交付する株主と定めることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、本日開催の本定時株主総会及び本種類株主総会に、以下の ないし による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、「本定款一部変更等」と総称します。)について必要な議案を付議しました。

当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式(以下、「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設すること。

上記 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会

の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下、「全部取得条項」といいます。 )を付す旨の定めを新設すること。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000000492株を交付する旨の定めを設けるものとする。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式の株主(但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。 )から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000000492株を交付すること。

## 2. 当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち 及び )の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の は、本定時株主総会における第5号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本定時株主総会第4号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年5月16日付当社プレスリリースの定款一部変更その1に記載のとおりであり、本定時株主総会第5号議案及び本種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更その2に記載のとおりです。 )。

### (2) 定款変更の効力発生

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日生じました。本定款一部変更等の の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年8月1日(金)に生じます。

## 3. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち )の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち )は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第6号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年5月16日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株主から当社の全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等のうち によって設けられるA種種類株式を、各全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、0.000000492株の割合をもって交付するものです。この際、当社親会社である株式会社トプコン(以下、「トプコン」といいます。 )を除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち )の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち の効力が生じることを条件として、平成20年8月1日(金)(以下、「取得日」といいます。)に生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株主から、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等の によって設けられるA種種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき0.000000492株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券([自己株式に係る株券を除いた、]本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。)は取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方はその株券を株券提出期間(平成20年6月27日(金)から平成20年8月1日(金)まで)内に当社株主名簿管理人の事務取扱場所又は取次所までご提出くださいますようお願いいたします。

また、全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する株式は、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、トプコンに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額は、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に640円(トプコンによる当社普通株式に対する公開買付けにおける1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所に上場申請は行いません。また本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、平成20年6月27日から平成20年7月26日までの間整理銘柄に指定された後、平成20年7月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所において取引することはできません。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程(予定)

整理銘柄への指定	平成20年6月27日(金)
株券提出手続きの開始日	平成20年6月27日(金)

当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成20年7月25日(金)
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成20年7月27日(日)
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成20年7月31日(木)
株券提出の期限	平成20年8月1日(金)
当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成20年8月1日(金)

株券の提出にあたっては、株券提出公告等によりご案内いたします。

以上